

第Ⅳ章

結 び

体育・スポーツ活動は、事故なく行われてこそ真に意義のあるものとなる。しかし最近の我が国では、体育・スポーツ活動の一般的な興隆と共に、事故の報告も年々増加し、かつ多様化する傾向にある。そこで本研究では、安全な体育・スポーツ活動を推進するために、事故防止および安全管理の観点から体育・スポーツ活動にまつわる事故に着目し、事故を実態面と法制面からとらえることによって多角的かつ総合的に事故の実相面に迫り、実態面からは主として事故の原因や傾向についての究明を、また法制面からは法的責任の有無やその程度等について検討し、これらの成果を踏まえた上での体育・スポーツ活動における事故の防止および安全管理をより十全なものとすることを研究の目的とした。ここにそれらの結果を要約する。

1) 事故予防についての認識

事故の実態と分析については、体育・スポーツ活動を大きく学校体育場面と社会体育場面とに分け、国内におけるそれぞれの事故事例について主として新聞記事および関連する文献から収集することによって実態面の把握を行うと共に、中でも訴訟にまで発展した事例については判例としてとらえ、主として法制面からの分析と検討を行った。同時に体育・スポーツ活動に関する普及や法的背景の違いはあるものの、これからの国際化社会を控えると共に、スポーツ先進国としての欧米における事例の収集にも努め、それらとの国際的な比較対象の上でも分析と考察を行った。

これらについて検討の結果、体育・スポーツ活動の指導に際しては特に次の三点について今後の我が国においても認識を高めることが必要であると言える。

- ①個々のスポーツの特性に応じた、事故予防策を十分に整える。
- ②たとえ事故が発生したとしても、訴訟を回避するために必要となる背景を事前に整えておく。
- ③訴訟の可能性があったとしても、極力和解で解決するよう努力する。

欧米、中でも米国における損害賠償額は、既に我が国の数倍から数十倍に至っており、今後我が国においても国際的な比較のもとに損害賠償額が高騰することも十分に予測される。事故はもとより裁判の結果がどうあれ、精神的・経済的・時間的に多大な労力を必要とする裁判に持ち込むような事態を避けるよう、事前の段階から心がけて努力することが重要であると言える。

2) 野外活動の特殊性

一方社会体育場面においては、体育・スポーツ活動の中でも近年特に普及と興隆が著しく、かつその行為自体に他の体育・スポーツ活動とは異なった危険性を常に潜在的に有している野外活動について特に取り上げ、ますます活発に

かつ多様な形で実践されている野外活動（野外スポーツ）についてその全体をつかむと共に、代表的な事例を中心として考察を進めた。

その結果、山および海での事故事例また裁判事例において表われているように、気象条件や自然環境についての把握が不十分であったり、行動面における自己の技量に対する過信が主な原因となっている。これらの特徴的な傾向をまとめると、次のとおりとなる。

- ①山では、中高年層（初心者）による小グループ（単独行）での滑落による事故が最も多い。
- ②海では元来、水泳・遊泳中に多く発生していたものが、最近では各種のマリンスポーツ活動中の事故へと変化してきている。
- ③野外における活動の多様化と共に、事故の種類も変化してきている。中でも未組織の個人レベルで活動している初心者に事故の発生が目立つ。

野外活動は、社会状況の変化に伴って我が国では近年急速に普及したものであり、社会的にもまた個人レベルにおいても十分な素地や経験の蓄積されていない段階での事故の発生と言える。野外活動では、その特性から施設や環境面の整備で事故の防止に寄与することは本質的に不適切であり、かつ組織的な集団での活動を好まないといった現代的な気風を勘案すれば、行動面における個々の知識と技能についての向上を求めるか、あるいは法的な規制のもとに活動をコントロールすることも対策として講ずる必要があるものと言えよう。

3) 指導者の育成と確立

これら体育・スポーツ活動では、公的・私的、公式・非公式、公認・未公認、あるいは組織的・未組織的といった様々な形態を伴いながら、多くの場面に指導する立場と指導される立場との分化を発生する。ここにおいて、指導者としての明確な認識や確認のなされないままであっても、ひとたび指導的または管理的立場に立つことによって生じる責任もあった。これらのあいまいさや不合理性といった問題を解決するためには、今後体育・スポーツ場面における指導や管理の定義と範囲を明確にし、その指導者としての専門性の位置付けを確立することが求められる。

この点においては、平成元年よりスタートした文部省による社会体育指導者資格付与制度が、実質的な有効性を持って機能することに期待が寄せられる。この制度の実施に伴い、多種多様な社会体育指導者が徐々に誕生しているが、そこでは学校体育場面における指導者である教師との区分を明確にし、将来的な生涯学習社会を支える人材としての立場から、その活躍場面と責任態勢を明確にすることが望まれる。それと同時にまた、多くの事例における事故発生後の事態の解決に必要となっていた賠償責任の上でも、有資格者に対する公的補

償制度を確立することにより、これをもって公的指導者としての地位と活動を支えることが課題であると言える。

一般的に体育・スポーツ活動にまつわる法的責任の追及は、それらの活動の萎縮をもたらすものではないかととらえられがちである。しかしこの法的責任の追及を事故発生に至った活動における不備または手落ちの指摘・確認ととらえれば、事故の原因や当事者における諸々の欠点や欠陥が、まさに法的責任の追及の過程で浮き彫りになってくる。それ故に法的責任の所在を事故防止および安全管理のポイントとしてとらえた分析と考察の重要性が認められるものであり、かつ事故防止および安全管理の具体的方策を導き出すことによって「事故ゼロ」へのいわば決め手に迫ろうとするものである。体育・スポーツ活動の指導に携わる者としては、これら個々の事故を貴重な事例として把握・理解し、同様な事故を決して二度と起こさないよう努める必要がある。